



労働条件は書面で明示・確認を!!

労働条件は書面で明示

労働契約を結ぶ際には、労働条件を書面で明示することが義務付けられています。
職場でのトラブルを防止するために、雇う人も雇われる人も書面でシカと明示、シカと確認しましょう!

就業規則の作成・周知

就業規則は職場の法律です。作成するだけでなく、労働基準法第106条により労働者への周知が義務付けられています。
トラブル防止のためにも、正しく周知を行いましょ。

3月は「労働条件の明示・確認月間」です

職場のトラブルなど労働問題のご相談窓口

- 奈良労働局 総合労働相談コーナー ☎0742-32-0202
- 奈良総合労働相談コーナー ☎0742-23-0435
- 葛城総合労働相談コーナー ☎0745-52-5891
- 桜井総合労働相談コーナー ☎0744-42-6901
- 大淀総合労働相談コーナー ☎0747-52-0261
- 奈良県 中小企業労働相談所 ☎0120-450-355

労働条件相談ほっとライン(平日の夜間・土日の日中)
 ☎0120-811-610

本月間についてのお問い合わせ先
 奈良労働局 労働基準部 監督課 ☎0742-32-0204

労働条件通知書

<p>年 月 日</p> <p>事業場名称・所在地 使用 者 職 氏 名</p>	
<p>契約期間</p> <p>期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日～ 年 月 日)</p> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> <p>1 契約の更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合はあり得る・契約の更新はしない・その他()〕</p> <p>2 契約の更新は次に判断する。 〔 契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他() 〕</p>	
<p>就業の場所</p> <p>〔(有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合) 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門)・Ⅱ(定年後の高齢者) Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間(年 月 日～ 年 月 日) Ⅱ 定年後引き継いで雇用されている期間</p>	
<p>従事すべき業務の内容</p> <p>〔(有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合) 開始日： 完了日： 〕</p>	
<p>始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間</p> <p>1 始業(時 分) 終業(時 分)</p> <p>〔以下のようないかなる場合も適用される場合〕</p> <p>(2) 変形労働時間制等；() 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>〔 始業(時 分) 終業(時 分) (適用日) 〕 〔 始業(時 分) 終業(時 分) (適用日) 〕 〔 始業(時 分) 終業(時 分) (適用日) 〕</p> <p>(3) フラッグタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム制(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 77911 時 分から 時 分)</p> <p>(4) 事業場外みなし労働時間制；始業(時 分) 終業(時 分)</p> <p>(5) 裁量労働制；始業(時 分) 終業(時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条、第 条～第 条</p> <p>2 休憩時間()分</p> <p>3 所定時間外労働の有無(1週 時間、1か月 時間、1年 時間) (無)</p> <p>4 休日労働(有(1か月 日、1年 日)、無)</p>	
<p>休日</p> <p>・定休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他()</p> <p>・非定休日：週・月当たり 日、その他()</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合(1年間 日)</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>	
<p>休暇</p> <p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有・無) → か月経過で 日 時間単位年休(有・無)</p> <p>2 代替休暇(有・無) 有給()</p> <p>3 その他の休暇 有給() 無給()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 (次頁に続く)</p>	

<p>賃金</p> <p>1 基本賃金 イ 月給(円)、ロ 日給(円)</p> <p>ハ 時間給(円)、 ニ 出来高給(基本単価 円、保障給 円)</p> <p>ホ その他(円)</p> <p>ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p>	<p>2 諸手当の額又は計算方法</p> <p>イ(手当 円) / 計算方法： ()</p> <p>ロ(手当 円) / 計算方法： ()</p> <p>ハ(手当 円) / 計算方法： ()</p> <p>ニ(手当 円) / 計算方法： ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率</p> <p>イ 所定時間外、法定超 月60時間以内()% 月60時間超 ()%</p> <p>ロ 法定休日()%、法定外休日()%</p> <p>ハ 深夜()% イ 毎月 日、()-毎月 日</p> <p>4 賃金締切日()-毎月 日、()-毎月 日</p> <p>5 賃金支払日()-毎月 日、()-毎月 日</p> <p>6 賃金の支払方法()</p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無、有())</p> <p>8 早給(有(時期、金額等))、(無)</p> <p>9 賞与(有(時期、金額等))、(無)</p> <p>10 退職金(有(時期、金額等))、(無)</p>
<p>退職に関する事項</p> <p>1 定年制 (有(歳)、無)</p> <p>2 継続雇用制度(有(歳まで)、無)</p> <p>3 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>4 解雇の事由及び手続</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>・社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他())</p> <p>・雇用保険の適用(有、無)</p> <p>・雇用手続の改善等に関する事項に係る相談窓口</p> <p>署名 担当職氏名 (連絡先)</p> <p>・その他 ()</p> <p>・具体的に適用される就業規則名()</p>	<p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。</p> <p>労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「15年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。